

平成 29 年度第 1 回海部圏域保健医療福祉推進会議録

日 時：平成 29 年 8 月 25 日（金）14 時から

場 所：海部福祉相談センター401 会議室

○司会（津島保健所 中川課長補佐）

本日は大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から「平成 29 年度第 1 回海部圏域保健医療福祉推進会議」を開催させていただきます。私本日の司会を担当させていただきます津島保健所総務企画課の中川と申します。宜しくお願い致します。

それでは、開会にあたりまして、津島保健所長片岡からごあいさつ申し上げます。

○津島保健所長

それではみなさん、こんにちは。津島保健所長の片岡でございます。平成 29 年度第 1 回海部医療圏保健医療福祉推進会議の開会に先立ちまして、皆様方に一言ごあいさつ申し上げます。

まず、本日は、皆様方には、御多忙にもかかわらず、また残暑厳しい中、当推進会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。ここにお見えの皆様方に置かれましては、平素より、当圏域の保健医療福祉の向上に向けて、それぞれのお立場でご尽力いただいておりますことに、敬意を表しますとともに、保健所業務各般にわたって、格別の御理解、御協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の会議でございますが、議題として 3 件、挙げさせて戴いております。

まず、1 つめの「海部医療圏保健医療計画の見直しについて」は、新たな医療圏計画案を、先の策定部会で既にご協議いただいたところではございますが、本日は改めまして、委員の皆様からご意見をいただきまして、御合意いただいた案を、当圏域の総意として、県へ報告させて頂く予定でございます。

次に、2 つめの「第 7 期愛知県高齢者健康福祉計画の策定について」は、今年度策定致します第 7 期の計画について、県の高齢福祉課より、基本指針の見直しや策定体制について御説明致します。

さらに、3 番目は、「地域医療支援病院について」でございますが、これは、当圏域にございます厚生連海南病院の地域医療支援病院の事業計画につきまして、お諮りするものでございます。地域医療支援病院の指定に当たりましては、この件に関しまして、地域の意見が求められておりまして、この会議の意見を持って、当地域の総意とさせていただきますので、皆様方の積極的な御発言をよろしくお願い致します。

それでは、最後になりますが、この会議によって、皆さんの共通認識が深まり、連携が

一層深まることで、当圏域の保健・医療・福祉がより良い方向に進みますことを祈念いたしまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、宜しく願いいたします。

○司会（津島保健所 中川課長補佐）

ここで、本来ですと、本日御出席の皆様方を紹介させていただくところですが、時間の関係もございますので、「出席者名簿」と「配席図」をもちまして、御紹介に代えさせていただきますたいと存じますので、よろしく願いします。

なお、本日、傍聴の方は1名です。

では、次に、資料の確認をさせていただきます。本日の会議資料は、「次第」「出席者名簿」「配席図」「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」、「資料1」から「資料5」です。

不足している資料がございましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

続きまして、ここで、会議の公開、非公開について説明させていただきます。

本会議の開催要領第5条第1項におきまして、「会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当該会議がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。」と規定されておりますが、本日の議題につきましては、不開示情報等は含まれておりませんので、会議録と構成員名簿を含む会議資料ともに公開とさせていただきますたいと考えておりますので、よろしく願いします。

なお、本日の会議開催につきましては、当保健所のホームページに掲載されておりました、今申し上げた会議録等につきましても、後日掲載する事としておりますので、御承知おきください。

それでは、議事に入りたいと思いますが、初めに、議長の選出についてお諮りしたいと思います。

議長は、開催要領第4条第2項により、御出席いただいた方の中から、互選により決めることとなっております。

特に御異議がなければ、津島市医師会長の河西様にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（異議なし。）の発言

ありがとうございます。それでは、出席者の皆様の総意として、議長を津島市医師会長の河西様にお願いいたします。それでは、恐れいたしますが、ただ今議長に選出されました河西様から、一言ご挨拶をお願い致します。

○議長

ただいま議長に選出されました津島市医師会長の河西でございます。本日は海部圏域の保健医療福祉推進の会議で、これからのこの地域の保健、医療、福祉の基を決める大変大事な会議であるというふうに思っております。

7月末にも策定委員会に参加させていただきまして、各方面からの御意見を頂いて修正をされたと言うことですが、今日はまたそれを再度確認、あるいはより多くの御意見をいただきまして、より良いものを作りたいというふうに思っております。どうぞ皆様には色々なご意見を頂きまして、この会が成功裏に終わることを祈念いたしまして、御協力どうぞよろしくお願い致します。失礼いたします。

○司会（津島保健所 中川課長補佐）

どうもありがとうございました。それでは、進行につきまして、河西様よろしくお願い致します。

○議長

それでは早速議題の方に入りたいと思います。議題の方は（1）「海部医療圏保健医療計画の見直しについて」を諮らせていただきます。説明をお願い致します。

○事務局（津島保健所 吉兼次長）

それでは、事務局として説明させていただきます。津島保健所の吉兼と申します。宜しくお願い致します。着座で説明をさせていただきます。

海部医療圏保健医療計画の見直しについて説明させていただきます。まず資料1をご覧ください。この資料をもちまして、今回の見直しの経緯、見直しの方針、スケジュール等について御説明いたします。

まず「1 背景、経緯、根拠法令等」の部分でございます。都道府県は医療法において都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画、いわゆる医療計画を定め、少なくとも6年、従来は5年でしたが、毎に見直しを行うこととされています。本県では県計画といたしまして愛知県地域保健医療計画を策定しておりまして、現行の計画は平成25年度から平成29年度の5年間の計画を策定しているところでございます。そのため、平成30年3月までに見直しを行う必要がございます。

「2 計画期間」でございます。今回の見直し計画は平成30年度から平成35年度までの6年間の計画となります。今回から3年毎に見直されます介護保険医療計画のサイクルと一致させるため、5年から6年に変更されております。

「3 本県の見直し方針」でございます。（1）次期医療計画は引き続き県計画の全体である、愛知県地域保健医療計画、それと2次医療圏ごとの計画であります愛知県医療圏保健医療計画で構成するということとなります。津島保健所管内はご存じのとおり海部医療圏

でございます、圏域計画の名前は、海部医療圏保健医療計画となります。

(2) 2次医療圏については、現行医療計画で定めている12医療圏の内、名古屋医療圏と尾張中部医療圏を統合いたしまして、11医療圏とする。

(3) 基準病床数については、これは県計画の方に記載されておりますが、国が新たに示しました算定方法に基づき見直しを行う。

(4) 現行の医療計画をベースにデータや現状の時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」について見直しを行う。

右上でございます。(5) 次期医療計画と同時改定される介護保険事業計画との整合を図るということとされております。こちらについては、国は整合性を確保するため、県と市町村関係者による協議の場を設置することを求めておりまして、本県では2次医療圏ごとに設置しております圏域保健医療福祉推進会議で協議をするという予定をしておりました。

当初のスケジュールでは、この本日の、第1回海部圏域保健医療福祉推進会議を協議の場といたしまして、両計画の整合性を図るため、県と市町村の協議を行う予定としておりました。しかし市町村との協議の具体的な進め方について、厚生労働省からおって示される予定としておりましたが、具体的な通知が発出されましたのが、先日の8月10日付けということで、本日の会議まで時間が短く、議題等の調整ができておりません。そのため、介護保険事業計画との整合性の確保に係る協議の場については、後日、改めて、時期、会議体、構成員等について、関係者の皆様に御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

続いて「4 見直しスケジュール」でございます。今回の海部医療圏保健医療計画の見直しに当たりまして、この4月から6月の間にたたき台案を、事務局案として作成いたしました。そして、7月5日に、関係機関の皆様、三師会の皆様、市町村の皆様、消防本部の方々に、そのたたき台の案の照会をさせていただきました。その後、県の医療体制部会の方で、素案が検討されまして、その素案を基に、たたき台を素案という形で事務局で作成いたしました。その素案について、7月31日に第1回海部医療圏保健医療計画策定委員会、こちらは11名の委員の方をお願いをしておりまして、その委員会で素案についての御検討をいただいたということでございます。その後、各委員の方々、また関係機関の方に、再度照会をいたしまして、素案の修正をいたしまして原案を策定したということでございます。本日この第1回海部圏域保健医療福祉推進会議におきまして、この原案について、皆様方に御説明して、御検討いただくという形になります。そして8月31日までにこの医療圏の原案を、県庁に提出することになります。

その後の予定でございますが、10月に県の医療体制部会が開かれまして、全県の試案の検討がなされます。その後11月に県の医療審議会において原案が決定されます。12月頃に市町村、三師会等へ意見照会をさせていただいて、その後パブリックコメントが実施されます。それを受けまして年明けの30年1月に再度第2回海部医療圏保健医療計画策定委員会を開催させて頂きまして、原案の修正をして最終案の作成をしたい、そして2月に第2

回海部圏域保健医療福祉推進会議、この会議を再度開かせて頂きまして、最終案の御検討をいただくという予定となっております。その後2月に県で医療体制部会が開かれ、3月に県医療審議会が開かれまして、そこで方針を決めて新たな計画が策定されるという全体のスケジュールとなっております。

続きまして資料2をご覧ください。この資料は、これまで、海部医療圏保健医療計画の見直し検討にあたり、圏域内の各医師会さん・歯科医師会さん・薬剤師会さん、主要病院、各市町村、消防本部などの皆様からいただいた御意見等と御意見に対する対応を一覧表にまとめたもので、大変多くの御意見等をいただきましてこの場を借りて御礼申し上げます。

資料3は、これらの御意見等を基に作成いたしました「海部医療圏保健医療計画」の見直し・原案です。

それでは、これらの資料により、「海部医療圏保健医療計画の見直し・原案」について、現行計画からの主な見直し事項を中心に御説明いたします。

なお、この原案は、現行からの見直し部分には下線を引いておりますので参考としてください。

資料3の「海部医療圏保健医療計画・原案」の表紙をお開き下さい。目次がございます。「はじめに」、「第1章地域の概況」から「第11章健康危機管理対策」までで、章立て、構成に変更はございませんが、「第2章第3節」の「急性心筋梗塞対策」が県計画の見直しに併せて「心筋梗塞等の心血管疾患対策」に変更しております。

それでは、各章ごとに概略をご説明します。

1ページ「はじめに」です。これまでの計画見直しの経過が記載されており、後段の下線のあります「今回の計画では」以降の下線部分に、今回の見直しの理由・内容として「計画期間を平成35年度までの6年間とし、効率的で質の高い医療体制の構築及び地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう市町村介護計画との整合を図り見直す」と追加記載しております。

2ページからは「第1章地域の概況」です。人口・人口動態、保健医療施設等について、最新の情報に時点修正しています。

続きまして、7ページからは「第2章機能を考慮した医療提供施設の整備目標」で「第1節がん対策」から「第6節歯科保健医療対策」です。いずれも、患者数などの指標を時点修正しています。

「第1節がん対策」では、8ページの「5相談支援・情報提供」を県計画に併せて追加し、「がん診察連携拠点病院である厚生連海南病院にがん相談支援センターが設置され対応されている」旨を追加記載しています。

次に、15ページの「第2節脳卒中対策」では、「4医療連携体制」に「t-PA治療」に関する記載を追加しました。

次に、29ページの「第5節精神保健医療対策」です。県計画では国指針に基づき大幅に記載内容が見直しされたことから、県計画の記載に併せて見直しています。

構成を、(現行の「1 予防・アクセス、2 治療・回復・社会復帰、3～7 各疾患」から)「1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「2 多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化」とし、現状と課題について記載しています。

次に、37ページの「第6節歯科保健医療対策」です。歯科医師会さんから御意見をいただき、37ページの「1 ライフステージに応じた歯科口腔保健対策」の二つ目の○で乳幼児期における口腔保健対策について、右側の課題の上から四つ目の○に妊産婦への歯科保健対策について、39ページの右側の課題の上から二つ目の○のまた以降に周術期の口腔管理について、それぞれ記載しています。

続きまして、42ページの「第3章救急医療対策」です。42ページ下の「2 第2次救急医療体制」と次の43ページ「3 第3次救急医療体制」について、津島市民病院と厚生連海南病院の取組みを詳細に追加記載しています。

続きまして、48ページの「第4章災害医療対策」です。49ページの中程の「2-1 発災時対策(発災直後から72時間程度まで)」について、災害派遣精神医療チーム(DPAT)に関する記載を、県計画に併せて追加しています。

続きまして、54ページの「第5章周産期医療対策」です。57ページの「第2節母子保健事業」では、中程の「3 妊娠期からの切れ目のない支援」に関する記載として、県計画の記載に併せて、母子保健法の改正に伴う子育て世代包括支援センターの設置について追加記載しています。

58ページの今後の方策の二つ目の○に妊婦歯科健康診査の必要性について追加記載しています。

続きまして、64ページの「第7章在宅医療対策」です。65ページの「2 在宅医療の提供体制の整備」の一番下の○に、次ページにかけて平成27年度から3年計画で県が医師会に助成している在宅医療サポートセンターに関する記載を追加しています。30年度以降は市町村が実施主体となり事業化される予定で現在ご検討中と伺っております。実施方法が決定されれば、その旨を記載したいと考えております。

また、66ページの上から三つ目の○に、津島市民病院の在宅療養後方支援病院に関する記載を追加記載しています。

また、今後の方策として、県計画の記載に併せて、市町村の行う地域包括ケアシステムの支援、地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供についての記載を追加しています。

続きまして、69ページの「第8章病診連携等推進対策」です。下段の「3 地域医療支援病院」について、本日の議題(3)にありますように現在、厚生連海南病院が当医療圏として初めての知事承認に向け計画中であることから、その旨を新たに記載しています。本年度中に承認を受けた場合には、その旨の記載に変更する予定です。

続きまして、72ページの「第9章高齢者保健医療福祉対策」です。下段の「3 介護保険事業の状況」に地域包括ケアシステムに関する記載を追加しています。

次の73ページの上から二つ目の○として、県高齢者福祉計画に基づく介護保険施設の整

備目標等を、77 ページに表 9-5 として新たに掲載しています。

なお、この表 9-5 の数値は、現行の県高齢者福祉計画の数値を転記したもので、現在、見直し中の県高齢者福祉計画と各市町村の介護保険事業計画の新たな整備目標を記載する予定です。

73 ページに戻っていただき、中程の「4 認知症対策」については、医師会さん等から御意見をいただき、次の 74 ページの上から四つ目の○に、かかりつけ医・認知症サポート医に関する記載を、「また」以降に津島市民病院から御意見をいただき、津島市民病院、あま市民病院、厚生連海南病院が認知症対応力向上事業実施病院である旨の記載を追加しています。

そして、74 ページ下段の「7 高齢化の進展に伴う疾病」として、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）、フレイル（高齢者の衰弱）、肺炎等に関して新たに記載しています。

続きまして、81 ページの「第 10 章薬局の機能強化の推進対策」です。薬剤師会さんから御意見を頂戴しまして、「第 1 節薬局の機能推進対策」についてで、一番上の○に、国が新たに策定した「患者のための薬局ビジョン」に基づく、かかりつけ薬剤師・薬局の推進についての記載を追加しています。

以上、「海部医療圏保健医療計画の見直し・原案」について御説明させていただきました。

本日、皆様方からいただいた御意見を基に、「海部医療圏保健医療計画の見直し・原案」を再度事務局で修正し、議長一任で修正内容を御確認いただき、「原案」として県健康福祉部にこのあと提出させていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長

はい、どうもありがとうございました。御苦勞様でした。第 1 章から第 11 章まで幅広く色々な課題がたくさんあるとは思いますが、ただ今の説明につきまして何か御意見、御質問ございましたら宜しくお願致します。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。何か追加の御発言はございませんか。では御発言もないようですので原案のとおりとさせていただきます。よろしいでしょうか。

（異議なし。）の発言

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明があったとおり皆様から頂いた意見を基にいろいろ修正等をして頂きましたが、意見を頂くというのはこの場で最後ですね。後から追加で御発言ということはとりあえずなしということですね。これで決定でよろしいですね。

○事務局（津島保健所 吉兼次長）

また御意見がございましたら頂ければと思います。

○議長

わかりました。日にちはいつまでですか。

○事務局（津島保健所 吉兼次長）

先程お話したとおり、今月末までには提出する必要がありますので出来るだけ早く、来週早々までには御意見がありましたら事務局まで頂ければと思います。

○議長

ありがとうございます。もし追加等がありましたら保健所さんの方まで宜しくお願ひします。それでは議題の第 2 に移りたいと思います。それでは、議題 (2) 「第 7 期愛知県高齢者健康福祉計画の策定について」に入ります。説明をお願いします。

○事務局（高齢福祉課 宮田主任）

愛知県庁高齢福祉課の宮田でございます。本日お集りの皆様方におかれましては、日頃より本県の高齢者福祉施策に対し、格別な御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日は、私どもで今年度策定いたします「第 7 期愛知県高齢者健康福祉計画」について、概要について説明させていただきます。

資料にそって説明いたしますが、まず最初に「1 策定の目的等」についてでございます。この計画は、本県の総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」の 2 つの法定計画を一体として作成するもので、これを本県では「高齢者健康福祉計画」という名称としているところです。

計画期間は、先程説明もありましたが、法律の規定により 3 年間とされておりまして、現行の第 6 期の計画期間が今年度末までとなっておりますので、平成 30 年度から 32 年度までを計画期間といたします第 7 期計画を策定することとなっております。

この計画では、国の定める基本指針に即して、また各市町村においても県と同様に第 7 期計画を定めることとなりますので、市町村の計画と整合させつつ、介護保険サービスごとの利用見込量や、施設の整備目標などを定めてまいります。

次に、「2 第 7 期計画の位置付け」です。現行の第 6 期計画以降の計画につきましては「地域包括ケア計画」と位置付けられていまして、いわゆる団塊の世代と言われる方々が 75 歳以上となります 2025 年、平成 37 年に向け、各計画期間を通じて、段階的に、地域包括ケアシステムを構築していくものとされておりまして、第 7 期計画期間においては、第 6 期までに開始した医療・介護連携等の取組の状況等を踏まえつつ、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進させるため、「保険者機能の強化」等の取組を進めることとされておりまして。

続きまして、「3 基本指針見直しの主なポイント」でございます。ここでは、国の基本

指針において、新規、あるいは内容の拡充が図られました主な項目についてお示しします。

まず、「(1) 高齢者の自立支援や重度化防止への取組及び取組に対する支援」についてです。

本年6月の介護保険法の一部改正によりまして、今後、市町村では、いわゆるPDCAサイクルを活用した高齢者の自立支援や重度化防止に取り組むこととなりました。具体的なイメージについては右のページの図を見ていただいてもよろしいでしょうか。各市町村においては、まず地域課題の分析をしていただき、その課題を踏まえ、自立支援や重度化防止のための取組内容や目標を定め、取組後はその実績の評価・公表をしていただくこととなっております。このサイクルを繰り返していくことで保険者の機能強化を図っていくものでありまして、県は研修等を通じ市町村への支援を行うこととされております。

続きまして「(2) 地域ケア会議の推進」です。高齢者の個別事例の検討・支援を通じて、多職種協働によるネットワークの構築や地域課題の把握等を進める地域ケア会議は、従来から取組を進めているところですが、今回の指針では更なる推進を図るための取組等を、新たに「計画中に位置付ける」こととされたものでございます。

「(3) 医療計画との整合性の確保」についてです。地域包括ケアシステム構築のための在宅医療と介護との連携の推進については、現行の第6期計画において既に位置付けられておりますが、第7期からは介護保険事業の計画と医療計画の作成・見直しのサイクルが一致することとなることから、これらの計画の整合性の確保がこれまで以上に重要なものとして位置付けられたものでございます。

続きまして「4 計画策定体制」についてです。計画の策定に当たりましては、名古屋大学の松尾総長を委員長とします「愛知県高齢者健康福祉計画策定検討委員会」を設置して、いろいろと御意見を伺いながら、策定を進めて参ります。

最後に、「5 策定のスケジュール」についてです。先ほど説明しました第1回目の策定検討委員会が行われる8月9日に行われております。

今現在なんですが、8月15日にですね、各市町村宛てにですね、こちらの紙面にはないのですが、第1回目の介護サービス見込量の推計を依頼させて頂いたところです。それら市町村のサービス見込量調査であるとか施設整備計画等につきまして、今後8月から11月にかけてですが、市町村計画との調整を行ってまいります。そういった調整を踏まえまして、12月下旬に開催予定の第2回策定検討委員会にお諮りすることとしております。

その後、1月下旬にはパブリックコメントを実施し、最終案を3月中旬開催予定の第3回策定検討委員会にお諮りし、3月下旬に計画の公表を行う予定となっております。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま資料4「第7期愛知県高齢者健康福祉計画の策

定について」説明がございました。何かこれにつきまして御質問、御意見ございましたら宜しくお願い致します。ございませんか。

では御意見もないようですので、続きまして議題の3「地域医療支援病院について」を諮らせて頂きたいと思えます。なおこの議題は、海南病院の院長、当事者の方がお見えになりますので、申し訳ないですけれども、ご退席をお願い致します。

(海南病院長退席)

それでは説明をお願い致します。

○事務局（医務課 丹羽課長補佐）

医務課の丹羽と申します。日頃は、それぞれの御立場から、地域の医療体制の推進に御尽力を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、わたくしから、議題(3)「地域医療支援病院の承認について」御説明させていただきます。失礼ですが、着座して説明させていただきます。

資料5の1ページをご覧ください。始めに「2 地域医療支援病院の取扱方針」についてというところですが、平成29年8月10日修正とさせていただきます。これは一番下のところですね、地域医療支援病院の承認あたっては保健所、医務課は相互に連携するとともに云々とさせていただきますが、この部分について昨年度までは医務国保課でしたが、平成29年4月から組織改編したことに伴い、「医務国保課」を「医務課」に読み替え、修正しておりますので御了承ください。

それでは引き続き、1ページの「地域医療支援病院について」説明させていただきます。

地域医療支援病院は、かかりつけ医を支援し、地域医療の充実を図ることを目的とした制度でございます。

本県における取扱方針につきましては、「2 地域医療支援病院の取扱方針」のとおりで、3に記載されておりますとおり、圏域保健医療福祉推進会議において関係者の意見を伺うこととされており、今回御意見を頂戴するものでございます。

では、2ページの「平成29年度地域医療支援病院の承認に係るスケジュール」をご覧ください。今後の手続きについて、太線で囲ってある部分ですが、本日のこの会議での御意見を踏まえまして、9月13日に開催予定でございますが、愛知県医療審議会5事業等推進部会に諮った上で、会議で承認をいただきましたら、9月下旬頃、地域医療支援病院の承認がされることとなります。

3ページ「地域医療支援病院の承認の要件について」をご覧ください。上段に記載してございますとおり、「紹介外来制の原則」、「救急医療の提供」、「地域の医療従事者の資質の向上」など、6つの要件が示されております。この6つの要件につきましては、厚生労働省から都道府県あての通知により「承認に当たっての留意事項」として、要件ごとに考え方が

示されております。

要件のうち、具体的な数値により基準が示されているものが、下段に記載しておりますいわゆる「紹介率・逆紹介率」でございます。ここに示しました 3 つのいずれかが達成されることが条件となります。

4 ページから 8 ページにかけては、「医療法に規定する地域医療支援病院の承認要件等」を詳細に整理した表となっております。今回、この承認要件等に基づきまして審査を行っております。

なお、承認要件につきましては、医療法施行規則の一部を改正する省令により、26 年 4 月 1 日に一部改正されております。

今回、地域医療支援病院の承認に係る事業計画書が愛知県厚生農業協同組合連合会海南病院から提出されており、承認要件に沿って作成がなされております。

それでは、9 ページ「地域医療支援病院名称承認申請概要書」をご覧ください。概要につきまして、承認要件ごとに説明させていただきます。

事業計画書の提出がありました愛知県厚生農業協同組合連合会海南病院は、診療科は内科始め 31 診療科でございます。

3 の「施設の構造設備」につきましては、集中治療室をはじめとし、化学検査室、図書室など、地域医療支援病院として必要な法定の施設を有しており、構造設備の要件を満たしております。

10 ページをご覧ください。4 の紹介患者に対する医療を提供する体制でございますが、紹介率の基準は、先程御説明いたしました、3 ページ下段の 3 つのいずれかを達成していることが必要となります。

愛知県厚生農業協同組合連合会海南病院の紹介率につきましては、紹介患者の数は前年度の実績で 13, 098 人、初診患者の数が 22, 180 人で紹介率は 59. 0%でございます。

また、逆紹介率でございますが、逆紹介患者の数は 16, 783 人で逆紹介率は 75. 6%となっております。

したがって、3 ページ下段の基準の中の③「地域医療支援病院紹介率が 50%以上であり、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が 70%以上であること」を満たしております。

続きまして、5 の共同利用のための体制でございます。共同利用の実績につきましては、昨年度共同利用を行った医療機関の延べ機関数は 2, 856 施設で、いずれも申請者と直接関係のない医療機関でございます。共同利用に係る病床の病床利用率は、20. 9%ございました。

また、(4) の登録医療機関の数でございますが、174 施設で、いずれも申請者と直接関係のない医療機関でございます。共同利用可能な病床数も 5 床確保されており、共同利用の体制は整備されております。

11 ページをご覧ください。6 の救急医療を提供する能力でございます。重症患者の受入れに対応できる医療従事者は、資料に記載しておりますとおりの確保されております。

また、重症救急患者のための病床ですが、優先的に使用できる病床は11床ございます。救急告示も受けておりまして、また、救急救命センターによる3次救急医療体制を敷いており、救急医療を提供する能力を有するものでございます。

続きまして、7の地域の医療従事者の資質向上を図るための研修を行わせる能力の状況でございます。研修を定期的に行う体制は整備されておりまして、昨年度の研修の実績といたしまして、緩和ケア研修会、地域包括ケア推進リハビリ研修会、地域看護師勉強会、症例検討会などが開催され、合計で1,158名が参加しています。

12ページをご覧ください。8の診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法、閲覧方法でございます。管理責任者、管理担当者、閲覧責任者、閲覧担当者のいずれも有しており、適切な体制が敷かれています。

9の委員会の設置でございますが、学識経験者1名、医師会等医療関係団体の代表4名、地域住民の代表2名、当該病院の関係者6名、その他3名の合計16名の体制で委員会が設置されております。

10の患者からの相談に適切に応じる体制でございますが、総合相談センターを設置し、病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保しています。

11の居宅等における医療の提供の推進に関する支援でございますが、在宅医療に関する支援状況について必要な支援が行なわれております。

13ページをご覧ください。12のその他地域医療支援病院に求められる取組みでございますが、連携体制を確保するための専用の室「地域連携室」を設けるなど、必要な取組みが行われています。

以上、事業計画書の提出にともない書類審査並びに8月2日に現地調査を実施いたしましたところ、承認要件を全て満たしております。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま海南病院の「地域医療支援病院について」について説明がありました。何かこれにつきまして、御質問、御意見等がありますか。よろしいでしょうか。御発言もないようでございますので、厚生連海南病院の「地域医療支援病院について」特に異論無しということで事務局を通じて報告をすることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし。)の発言

はい、ありがとうございました。ではそのようにさせていただきます。それではここで御退席いただきました海南病院の山本先生にお戻りいただきます。

(海南病院長着席)

お待たせしてすみません。それでは山本先生に先程の結果をお伝えさせていただきます。

海南病院の地域医療支援病院の検討につきましては、特に異論無しということでございましたので事務局を通じて県へ通知することになりました。宜しくお願い致します。

それでは一言お願い致します。

○海南病院長

海南病院長の山本でございます。地域支援病院に関しまして圏域の承認を頂き、病院を代表してお礼申し上げます。

もちろんこの後、県の承認もございしますが、いずれにしましても、本日圏域の地域医療計画の原案も承認されましたが、それを踏まえまして、今後医師会、病院あるいはあらゆる施設と連携いたしまして、主に病診連携、医療提供体制について、地域医療計画を念頭にしっかりと置きまして、最終的には地域住民の方の安心安全な地域づくりに貢献できるように海南病院もこれから頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも宜しく御協力、御支援のほどよろしくお願い致します。ありがとうございました。

○議長

宜しくお願い致します。

つづきまして、4の資料配布にいきたいと思います。本日、資料6として「第5期愛知県障害福祉計画の策定について」の資料が配布されております。これにつきまして御説明ございますでしょうか。

○事務局（津島保健所 吉兼次長）

特にございませんので、ご覧いただきたいと思えます。

○議長

ありがとうございました。つづきまして、5その他について、事務局からそのほか皆様方から御意見等がありましたら宜しくお願い致します。

○事務局（津島保健所 吉兼次長）

事務局からは特にございません。

○議長

皆様方からもよろしいでしょうか。それでは特に御発言もないようですので、本日の会

議を終了いたします。皆様の御協力によりまして議事が順調に進行できましたことを感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

○司会（津島保健所 中川課長補佐）

河西様、どうもありがとうございました。

なお、冒頭でお伝えしましたとおり、本日の会議の内容は、津島保健所ホームページに掲載することとしておりますので御承知おきください。

それでは、これで「平成 29 年度第 1 回海部圏域保健医療福祉推進会議」を終わらせていただきます。

皆様、交通事故などにお気をつけてお帰りください。

なお、この後午後 3 時 30 分から、この会場で「平成 29 年度第 1 回海部構想区域地域医療構想推進委員会」を開催いたしますので、委員の方は引き続き御出席をお願いします。

ありがとうございました。